

岐阜県重症心身障がい児者支援連携会議設置要綱（案）

（目的）

第1 「岐阜県総合療育拠点整備検討委員会報告書 総合的な療育体制の整備について（平成23年11月）」の提言に基づき、重症心身障がい児者の支援に係る県内療育関係機関の連携体制の構築や、療育人材の育成確保対策等について、障がい児療育の現場に携わる医療・福祉関係者の専門的意見を反映させるため、岐阜県重症心身障がい児者支援連携会議（以下、「連携会議」という。）を設置する。

（検討事項）

第2 連携会議は、次に掲げる事項を検討する。

- 1 県内療育関係機関の連携体制に関する事項
- 2 希望が丘学園の再整備及び県総合医療センター障がい児病棟の整備に伴う療育プログラムの充実、人員体制その他療育拠点施設としての機能に関する事項
- 3 療育人材の育成・確保対策に関する事項
- 4 その他重症心身障がい児者の支援のために必要な事項

（構成員）

第3 連携会議は、別表に掲げる機関・団体において障がい児者の療育の現場に携わる者により構成する。

（事務局）

第4 連携会議の事務局は、岐阜県健康福祉部医療整備課地域医療推進室において処理する。

（その他）

第5 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は関係機関の協議により定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月24日から施行する。

別 表

岐阜県医師会
岐阜県立希望が丘学園
岐阜市福祉部 福祉事務所 障がい福祉課
国立大学法人岐阜大学医学部（小児病態学）
地方独立行政法人岐阜県総合医療センター
地方独立行政法人岐阜県立看護大学
独立行政法人国立病院機構長良医療センター
民間医療機関（医療法人社団 英集会 福富病院）
民間社会福祉施設（社会福祉法人 あゆみの家）

五十音順

岐阜県総合療育拠点整備検討委員会 報告書

総合的な障がい児療育体制の整備について

平成 23 年 11 月

- 1 はじめに
- 2 総合的な療育体制整備に向けた基本的な考え方
- 3 総合的な療育体制整備に向けた取組方針
 - 3-1 総合的で包括的な療育
 - 3-2 障がいの早期発見、早期療育
 - 3-3 ライフステージに応じた切れ目のない継続的な支援
 - 3-4 関係機関の連携、地域との連携
 - 3-5 相談・サービス利用のシステム化
 - 3-6 インフォーマルな支援を含めた療育
- 4 総合的な療育体制を構築するための拠点施設の機能等
 - 4-1 拠点施設整備の全体像
 - 4-2 希望が丘学園の再整備方針
 - 4-3 岐阜県総合医療センター新病棟の整備方針
 - 4-4 ライフステージを通じた支援を提供するための関係機関の連携
- 5 新たな拠点施設の整備スケジュール

資料 岐阜県総合療育拠点整備検討委員会設置要綱

1 はじめに

(1) 鷺山地区再整備～県長期構想に基づく療育拠点の再整備に向けた検討

岐阜県の障がい児療育体制の充実を図るため、平成18年度に福祉・医療・教育関係者からなる鷺山地区障害福祉施設等再整備検討委員会が開催され、県立の肢体不自由児施設である希望が丘学園を県の中核的な三次療育機関として再整備することが提言された。

その後、「岐阜県長期構想（平成21年3月）」において、平成30年度までに希望が丘学園を肢体不自由児、発達障がい児等の療育支援に関する中核拠点として改築再整備するという方針が定められた。

(2) 地域医療再生計画に基づく療育拠点の整備推進

平成23年4月18日開催の岐阜県地域医療対策協議会において、三次医療圏が抱える課題の解決に向けた「医療・福祉の連携」の一環として、希望が丘学園を再整備するとともに、岐阜県総合医療センターを重症心身障がい児の入所機能を含めた小児医療の拠点とし、両機関の連携によって総合的な療育体制を構築するという方針が「新たな岐阜県地域医療再生計画」に盛り込まれた。

(3) 岐阜県総合療育拠点整備検討委員会における検討

地域医療再生計画に基づく総合的な療育拠点の整備を具体的に推進するため、新たに学識者、療育関係機関の代表、施設利用者の代表からなる岐阜県総合療育拠点整備検討委員会が設置された。

本検討委員会では、平成23年6月21日の第1回検討委員会以降、新たな施設（児童福祉法に基づく医療型障害児入所施設）の整備方針、当該施設を有効に機能させるための施策、及び関連する障がい児者支援策の在り方について合計4回にわたり検討を重ねた。

開催状況	主な協議事項
第1回検討委員会 (H23. 6.21)	支援を必要とする子どもの動向及び総合療育拠点整備に向けた課題について
第2回検討委員会 (H23. 7.13)	障がい児・者支援施策の中での位置づけ、関連施策の在り方について 新たに整備する施設の機能等について
第3回検討委員会 (H23. 8. 9)	障がい児・者施策の方向性等について 総合療育拠点施設の整備方針について
第4回検討委員会 (H23.10. 19)	岐阜県総合療育拠点整備検討委員会の検討結果のとりまとめについて

県においては、検討委員会に参加した機関・団体との連携・協力の下、この報告書を今後の障がい児療育拠点施設の整備に反映させるとともに、新たな拠点施設を中心とした障がい児療育体制の充実に向け、関連の施策を着実に推進するよう求める。

2 総合的な療育体制整備に向けた基本的な考え方

新たな療育拠点施設の整備にあたっては、次の6つの原則に沿って機能や運営の在り方を検討する。また、新たに整備する施設を含めた県内の関係療育機関における障がい児の支援についても、次の原則に沿って実施されることが必要である。

6つの原則	考え方
総合的で包括的な支援	保健・医療・福祉・教育・就労支援にわたる総合的な支援を包括的に提供
障がいの早期発見、早期療育	障がいの早期発見と早期療育を、障がい児を育てる家庭への早期支援や、地域の体制づくりを含めて推進
ライフステージに応じた切れ目のない継続的な支援	本人の成長にあわせた療育や就労・生活支援とともに、家族のライフステージにも配慮した支援体制を構築
関係機関の連携、地域との連携	各機関が特性を活かしながら機能を分担し、専門性やサービスの質の向上に努めながら、拠点施設間及び拠点施設と地域の療育機関との連携を推進することで、県下全体で総合的・包括的な支援体制を構築
相談・サービス利用のシステム化	三次療育拠点施設その他の関係機関の協力の下、適切なサービスの選択・利用のための相談窓口の設置や、利用手続の円滑化を推進
インフォーマルな支援を含めた療育	各種制度やサービスにとらわれない支援を、公的機関や施設・医療機関と、ボランティア・NPO・支援団体・先輩保護者等との協働により提供

3 総合的な療育体制整備に向けた取組方針

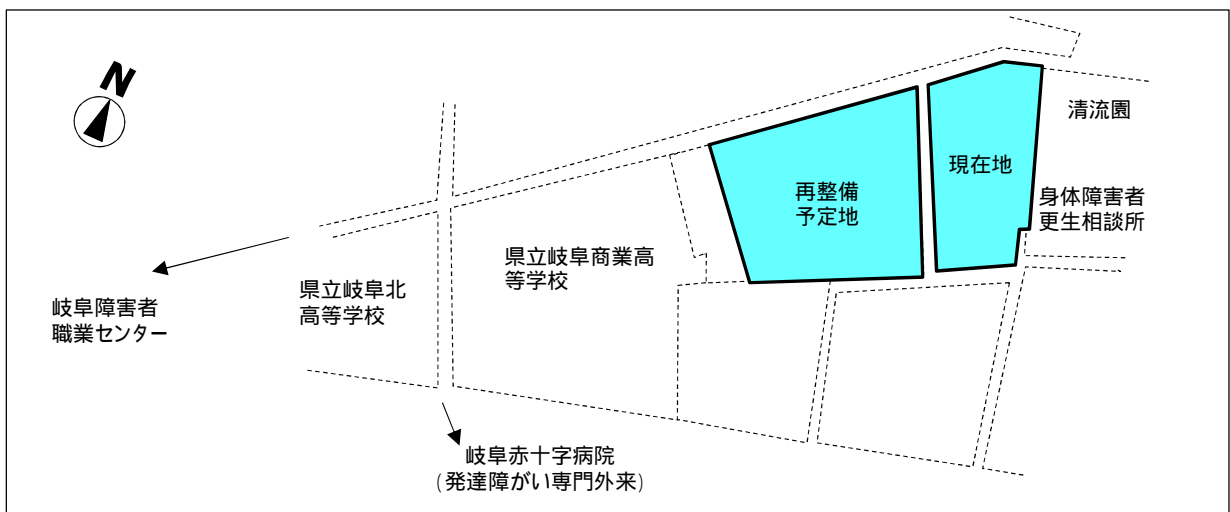
3-1 総合的で包括的な療育

保健・医療・福祉・教育・就労支援にわたる総合的な支援を包括的に提供

1 鷺山地区での障がい児者支援機能の集積

希望が丘学園は隣接の特別支援学校とともに現在の敷地の西側（現岐阜市立伊奈波中学校敷地）に再整備し、隣接する身体障害者更生相談所及び県福祉事業団清流園（就労支援事業所）1キロ圏内にある独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構岐阜障害者職業センター及び日本赤十字社岐阜赤十字病院と連携。

4-2



2 高度専門医療を必要とする障がい児への支援

県総合医療センターに、高度専門的な医療を必要とする重症心身障がい児の入所機能とともに、入所中の訓練やベッドサイドでの訪問教育のための設備を備えた新病棟を整備。

4-3

3 保健・医療・福祉・教育にわたる分野横断的な支援

希望が丘学園の通園部門が改正児童福祉法に基づく児童発達支援センター（通園サービスに加え、相談や他の療育機関への支援などの機能を担う）としての役割を果たすよう、再整備に先立ち平成24年度以降順次組織体制を見直し。

現在開設中の歯科のほか、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科など、希望が丘学園での訓練との相乗効果が期待される診療科や、市中の医療機関の利用が困難な障がい児のための診察スペースを確保（医師の配置や診療科としての標榜は、新施設の人員体制とあわせて引き続き県において検討）。

4-2

4 施設への長期入所児の日中活動や生活指導等への配慮

希望が丘学園及び県総合医療センターの入所児の障がいの程度や年齢に応じた日中活動、生活指導、教育、余暇活動等のためのデイルームや訓練室の設定。

4-2、4-3

3-2 障がいの早期発見、早期療育

障がいの早期発見と早期療育を、障がい児を育てる家庭への早期支援や、地域の体制づくりを含めて推進

1 障がいの早期発見、早期療育

妊産婦の健康教育・保健指導・健診、新生児～乳幼児期の検査・健診、県内各市町村における各種健診の実施体制及び保健・保育・福祉の関係部門の連携強化について、母子保健対策や子育て支援対策と合わせた関連施策を引き続き推進。

第2期岐阜県障がい者支援プラン第4章 1～3

2 障がい児及び障がい児を育てる家庭を支える地域づくり

地域の保健福祉・看護・医療・行政の各分野の関係者を対象に、障がい児及びその保護者と各種相談支援機関やサービスとを円滑につなぐ役割を果たすことができるよう、各種制度やサービスの内容、利用手続、重症心身障がい児サポートブック(後述)の活用方法等を周知。

岐阜県地域医療再生計画5-1

児童福祉法改正による通園サービスの実施主体の県から各市町村への移行に伴い、事務やケースの引き継ぎが円滑に進むよう、市町村との連絡調整の場の設置、保護者への啓発などの対策を実施。

施行日(H24.4.1)に向け実施

3 周産期・新生児期からの切れ目のない支援

県総合医療センターに高度専門的な医療を必要とする重症心身障がい児の入所機能を備えた新病棟を整備し、総合周産期母子医療センターをはじめ県総合医療センターが担う周産期医療や新生児医療分野の拠点機能と一体となった支援体制を構築。

4-3

4 在宅移行及び移行後の支援

在宅の重症心身障がい児者(及び保護者)への情報提供、各種サービスの円滑な利用、福祉・医療関係者間での情報共有のためのサポートブックを作成、配布。また、サポートブックの内容に対応したホームページを開設し、書式の追加・配布、その他の情報を提供。

岐阜県地域医療再生計画5-1

5 発達障がい児()の相談・支援、診察・リハビリ体制の充実

希望が丘学園における発達障がい児の診療体制を強化し、外来初診待機期間(2月～3月)を短縮。また、発達障がい児専用の訓練室や、日中や夜間の滞在のための設備を整備し、医師その他のスタッフの確保及び支援のノウハウの蓄積を図りながら、福祉サービス・医療サービスを段階的に拡充。

原則として知的障害の有無を問わず対象とする(ただし、今後国が示す予定の施設やサービスの基準の詳細の中で、対象が知的障害児に限定される場合を除く)

4-2

3-3 ライフステージに応じた切れ目のない継続的な支援

本人の成長にあわせた療育や就労・生活支援とともに、家族のライフステージにも配慮した支援体制を構築

- 1 障害児施設の対象年齢を経過した後の生活・療養・介護の場の確保
重症心身障害児施設への長期入所者の福祉型施設や地域への移行に向けた条件整備について検討するとともに、介護の必要度の高い方や専門的な支援を必要とする方のための生活の場を確保（医療的ケアの必要度の高い方の受入れに係る関係施設との個別調整、ケアホーム等の整備促進、各種在宅支援サービスの充実）
以上、県障害福祉計画(本年度改訂)に反映

- 2 県立入所施設の再整備の推進
順次再整備の時期を迎える県立成人入所施設について、例えば知的障がい者の地域移行を一層促進しつつ介護の必要度の高い身体障がい者用施設の定員枠を確保するなど、具体的な再整備計画の検討に着手。

- 3 各種在宅支援サービスの確保
県障害福祉計画の改訂にあたっては、過去の利用実績を基に今後の必要量を推計するだけでなく、市町村による実態調査、県が実施した在宅の重症心身障がい児者の調査結果に基づき、必要なサービスを利用できない者がいることを踏まえて策定。

現行の障害福祉計画期間中に講じた各種サービス、特に短期入所サービス等()をはじめとする各種在宅支援サービスの確保対策の有効性について分析し、対策を強化。

以下、この報告書においては、特に断りのない限り次のとおり整理する

- ・短期入所：障害者自立支援法に基づく短期入所（児童福祉法に基づく障害児施設への入所は、期間の長短に限らず入所と整理）
- ・短期入所サービス等：上記短期入所及び障害者自立支援法に基づき各市町村が実施する地域生活支援事業による日中一時支援

以上、県障害福祉計画(本年度改訂)に反映

在宅の重症心身障がい児者の実態調査結果を、個人情報保護に配慮しつつ市町村に情報提供し、身近な地域単位での主体的なサービス確保対策を講じるよう依頼。

市町村障害福祉計画策定作業に合わせ速やかに実施

- 4 ライフステージに応じた一貫した相談体制の構築
鷺山地区に集積している医療・福祉・訓練・教育・相談支援・就労支援機能を担う各機関が連携し、障がい児の成長に応じた一貫した支援を行うため、合同相談会や情報発信などの共同事業の実施を検討。

県障害福祉計画(本年度改訂)に方向性を明記

3-4 関係機関の連携、地域との連携

各機関が特性を活かしながら機能を分担し、専門性やサービスの質の向上に努めながら、拠点施設間及び拠点施設と地域の療育機関との連携を推進することで、県下全体で総合的・包括的な支援体制を構築

1 医療的ケアの必要度の高い重症心身障がい児への支援

県総合医療センターに重症心身障がい児の入所機能を備えた新病棟を整備し、他の医療機関や施設では対応困難な乳児期を中心とした重度の障がいを持つ児や、高度専門医療を必要とする児に対応。

4-3

希望が丘学園の再整備により、県総合医療センター新病棟の後方機能（新病棟入所児のうち乳児期を経過して容態が安定し、引き続き入所又は外来による訓練を必要とする児への対応）や、在宅からの外来・通園利用を含めた、障がい児のからだと心に対する診療、訓練、生活指導、相談その他の療育支援を総合的に提供するための機能を確保。

4-2

上記両施設に加え、現時点で県内唯一の重症心身障害児施設である国立病院機構長良医療センターを含めた連携体制（状態像や年齢に応じた受入調整、容態悪化時の医療体制等）の具体的内容について調整するため、3機関を中心に、その他の主要医療機関や福祉施設を加えた実務者による連携会議を設置。

4-4

2 在宅の重症心身障がい児者のための短期入所サービス等の確保対策

希望が丘学園において、引き続き重症心身障がい児を含めた短期入所サービス等のための病床を確保し、再整備後の利用枠について現在の平日4人、土日祝日2人を拡大できるよう設計上配慮。

特に医療の必要度の高いケースについて、県総合医療センター新病棟においても空床の範囲内で短期入所や保険入院に対応。

長良医療センターにおいても、引き続き成人を含めた短期入所サービス等が確保されるよう協力を求める。

4-2、4-3

身近な地域での短期入所サービス等を拡大するため、新たにサービスを開始し又は受け入れ枠を拡充する医療機関や施設に対して初期投資に要する費用の一部を補助。当該補助制度の活用を含めた在宅支援サービスの確保対策について、市町村、主要医療機関・施設等に対して検討を依頼。

岐阜県地域医療再生計画5-1

3 発達障がい児の支援に携わる関係機関の連携の強化

現在実施中の、発達障がい専門外来診療促進事業（発達障がいを診断できる医師が所

属する医療機関の協力を得て、各圏域に1箇所ずつ専門外来を開設)の機能を拡充させ、地域における外来診療や入院機能を確保する仕組みを検討。

H25年度を目途に、現行の発達障がい専門外来診療促進事業から移行

福祉型入所施設についても障がいごとに分かれていた区分が一元化されることを踏まえ、既に多くの自閉症児が入所している県内の知的障害児施設(ひまわりの丘第一学園等)における療育体制を強化(希望が丘学園その他の医療機関との連携や技術的支援、共同での療育メニューの実施等)を検討)。

重症心身障がい児と同様に、発達障がい児の支援を担う関係機関の役割分担と連携の詳細について、希望が丘学園を中心とした主要医療機関、福祉施設、相談機関(成人期の支援機関を含む)の実務者による協議の場を設置。

4-4

4 地域の療育機関への支援

希望が丘学園において「地域療育システム支援事業」として実施している学園から県内各地域の療育機関へのスタッフ派遣や研修事業を、再整備後においても継続。

県内各地域への支援の基盤として障がい児の療育に関する技術、ノウハウ、情報の蓄積、スタッフ育成を図るという観点から、児童福祉法の改正に基づく医療型児童発達支援センターとして、通園事業を引き続き実施。

希望が丘学園が、地域の療育関係機関への技術的支援を行うセンターとしての役割をこれまで以上に果たすため、県内各地域へのスタッフ派遣に加え、学園内に県内療育関係者との連絡会議や研修会の開催が可能な多目的ホールを整備。

4-2

これらの取り組みを通じ、改正児童福祉法に基づく児童発達支援センター(通所利用による障がい児への支援とともに相談・保育所訪問等の地域支援を実施)を中心とした支援体制を、県下各圏域ごとに構築。

児童発達支援センターは主に障害児通園施設からの移行が想定されているが、そうした施設は岐阜圏域に集中している。そのため、各地域の児童デイサービスの中から核となる施設に対して技術的支援を行い、児童発達支援センターへの移行を促進

県障害福祉計画(本年度改訂)に反映

参考：ライフステージを踏まえた療育関係機関の役割分担のイメージ

区分	主要施設名	ライフステージ		
		乳幼児期	学齢期	成人期
障害児入所施設	国立病院機構長良医療センター	重症心身障がい児 肢体不自由児		療養介護 (在園期間見直し)
	県総合医療センター新病棟	NICU等退院後の重症心身障がい児	高度専門医療を必要とする重症心身障がい児	障害者自立支援法に基づくサービス ・療養介護 ・成人入所施設(県立施設含む) ・ケアホーム、グループホーム ・各種在宅支援サービス など
	希望が丘学園	肢体不自由児、重症心身障がい児(治療、訓練を要する児を主たる対象)	発達障がい児(外来及び相談に加え、精神科デイケア、短期入所・入院等のプログラムを検討し、段階的に拡充)	
		知的障害児及び自閉症児の長期入所(それぞれの特性に応じた療育の提供)		
福祉型障害児入所施設	ひまわりの丘第一学園ほか			
短期入所 日中一時支援	上記施設 その他事業所	在宅の障がい児・者		
通所支援 地域支援(相談支援を含む)	希望が丘学園 通園部門他	児童発達支援センター(希望が丘学園通園部門他) 児童発達支援事業(現行児童サービス、重心通園事業)	生活介護等 (相談機能除く)	
相談 その他支援	一般的な相談	市町村・相談支援事業者・基幹相談支援センター		
	サービス利用関係	通所サービス	市町村・相談支援事業者・基幹相談支援センター	
		入所サービス	子ども相談センター	
	発達障がいに関する診察、相談等	希望が丘学園(外来) 発達障がい専門外来(各圏域)	一般の医療機関(精神科)	
		発達支援センターのぞみ(児童発達支援センターとの間での名称の整理は今後検討)	発達障がい者生活・就労支援(伊自良苑)	
判定・手帳交付等	子ども相談センター	身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 精神保健福祉センター		
就学相談等	市町村教育委員会	各特別支援学校		

役割分担を検討するうえでの主な利用者像を示すものであり、各施設ごとの詳細な入所基準(例：現行の希望が丘学園の入所利用は2歳から)や、児童福祉法及び障害者自立支援法に基づき利用可能なサービスの全てを示すものではない

3-5 相談・サービス利用のシステム化

三次療育拠点施設その他の関係機関の協力の下、適切なサービスの選択・利用のための相談窓口の設置や、利用手続の円滑化を推進

1 重症心身障がい児者を対象とした短期入所サービス等の利用の円滑化

重症心身障がい児者を対象とした短期入所サービス等の量的確保対策と合わせて、医療型児童発達支援センターとしての希望が丘学園（相談部門）を中心に、サービス利用のコーディネートや関係機関の連絡調整のためのシステムを構築。

4-4

2 その他各種サービスの利用にあたっての保護者等への情報提供

各種サービスの利用について、手続に時間を要する、制度や内容によって窓口が分かれる、複数の機関が関与するケースがあるといったことを含め、各種手続の内容、関連する窓口の種類、標準的な日数等についてわかりやすく情報を提供。

サポートブック開発（前掲3-2）、障がい者福祉の手引の充実と連動して実施

県が設置する各種相談機能（希望が丘学園及び発達支援センターのぞみ、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、子ども相談センター）の一元的運用に向けたシステムづくりを推進。

県障害福祉計画(本年度改訂)に方向性を明記

3 県及び市町村における相談機能の強化

障害者自立支援法の改正（H24.4.1施行）により創設された基幹相談支援センター（三障がい全てについて、相談、情報提供、助言、関係機関の連携支援を総合的に行う）の設置は市町村の任意とされているが、今後の設置予定や、現時点で予定無し又は設置困難な市町村の課題について、各圏域の自立支援協議会において状況を把握し、県全体の相談体制を充実。

県においては、専門的相談（発達障がい、就労支援）への対応、地域リハビリテーションの実施体制に関する情報発信、市町村相談窓口への技術的支援、相談支援に携わる人材の育成等の役割を担い、市町村単位と県単位の双方から相談体制を強化。

以上、県障害福祉計画(本年度改訂)方向性を明記

3-6 インフォーマルな支援を含めた療育

各種制度やサービスにとらわれない支援を、公的機関や施設・医療機関と、ボランティア・NPO・支援団体・先輩保護者等との協働により提供

1 保護者・支援者の交流、地域との交流の場としての希望が丘学園の再整備

希望が丘学園の再整備にあたり、新たに保護者の交流スペースや、ボランティアの活動スペースを設け、関係団体やNPO等を含めた交流・相談・支援の場として活用。

保護者・支援者の交流や、地域との交流に当たり、現在の学園の雰囲気暗いという指摘が利用者アンケートで少なくなかったことを踏まえ、明るい内装や施設内の採光等、親しみやすい施設となるよう配慮。

4-2

2 公的サービス・相談機関との協働の下でのインフォーマルな支援活動の促進

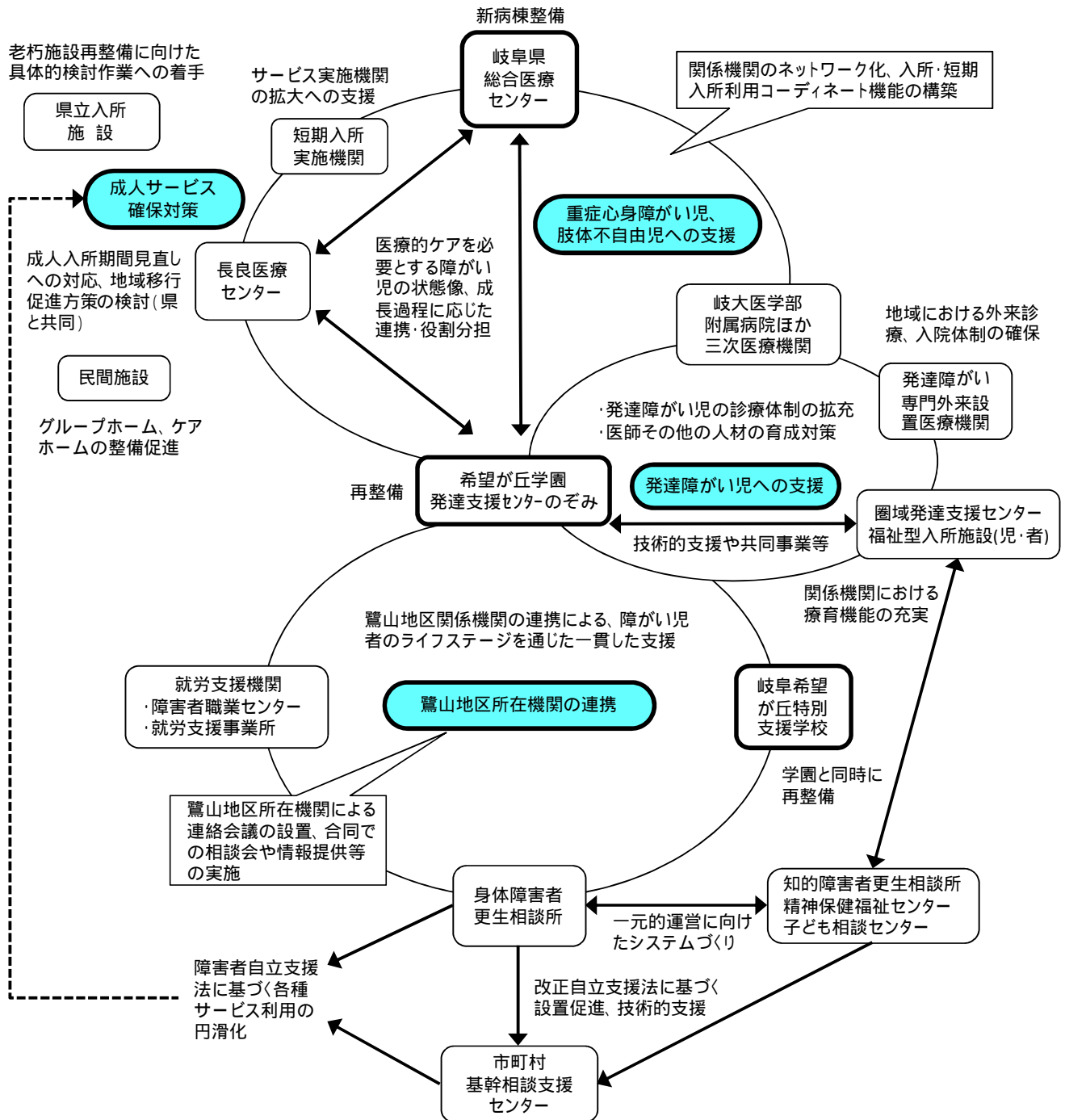
公的サービスや相談機関との協働の下、障がい児やその家族を支援する先輩保護者、ボランティア、NPO等の活動を促進。

例として、発達障がい児やその家庭などに対して家族の立場での相談を行うペアレントメンターの育成と組織化を希望が丘学園の再整備と並行して進め、新施設の相談室や交流スペースを活用した家族支援を行うことができる体制を構築するといったモデル的取組を検討

前掲(3-5)の相談・サービス利用のシステム化とあわせて検討

参考：3-1～6を踏まえた総合的かつ包括的な療育体制の構築

新たな療育拠点施設の整備を中心に、関係機関の連携を推進するための協議の場の創設や、具体的な支援施策を組み合わせ、総合的かつ包括的な療育体制を構築



4 総合的な療育体制を構築するための拠点施設の機能等

4-1 拠点施設整備の全体像

希望が丘学園の再整備、県総合医療センター新病棟の整備、及び国立病院機構長良医療センターその他の関係機関との連携により、医療的ケアの必要度の高い障がい児の入所機能、障がい児のからだと心の発達支援、障がい児の療育に携わる人材の育成など、総合的な療育を推進するための拠点機能を充実させる。(H25年度中に工事着手、H27年度中の供用開始を目指す。)

県内療育拠点施設の現状等		
施設	岐阜県立希望が丘学園	国立病院機構長良医療センター
概要	<p>種別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院（医療法） ・肢体不自由児施設（児童福祉法） <p>規模等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・88床 ・延床面積5,322㎡（実利用部分4,490㎡） ・S49年整備 <p>主な機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手足や体幹の機能に障がいのある子どもの治療、訓練 ・発達障がい児の診療、相談、その他支援（外来診療、発達支援センター） 	<p>種別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院（医療法） ・重症心身障害児施設・肢体不自由児施設（児童福祉法） <p>病床数（一般病床除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児施設部分：132床 ・肢体不自由児施設部分：10床 <p>主な機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度の知的障害・肢体不自由が重複している児童の保護、治療、日常生活の指導
現状と論点	<p>施設設備の老朽化・狭隘化、外来・通園利用者の増加</p> <p>入園児の障がいの重度化・重複化（近年の入園児の8～9割が重症心身障がい児）</p> <p>発達障がい児の診療、相談、その他の支援に関する需要の増加</p> <p>地域の療育人材の育成、関係機関への技術的支援の重要性の高まり</p>	<p>重症心身障害児病棟の利用者の大半を20歳以上の方が占める</p> <p>児童福祉法改正による成人の入所延長措置の見直し（社会生活に順応できるまで満20歳に達するまで）への対応</p>
	<p>医療的ケアの必要度の高い障がい児の入所及び短期入所需要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NICU長期入院中の子どもが年間4～6名と県内NICU全体の1割近くを占める ・重症心身障害児施設への新規入所は18歳未満で推計20名前後の待機が生じている ・在宅の重症心身障がい児者の短期入所サービス等の確保が必要 	

再整備・機能強化



新規整備



役割分担と連携



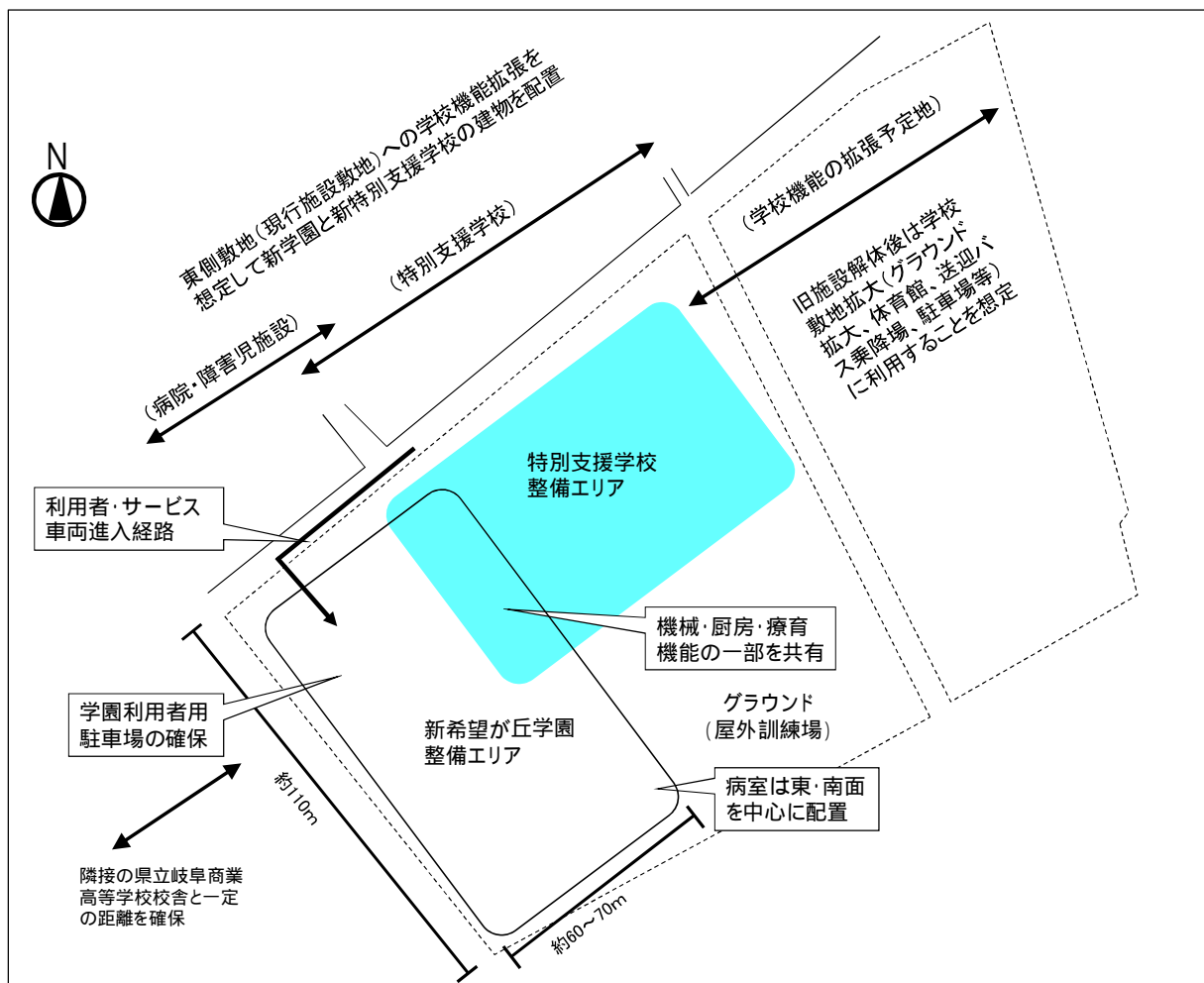
総合療育拠点整備の考え方		
新希望が丘学園（仮称）	県総合医療センター新病棟	長良医療センター
<p>整備の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児のからだと心に対する総合的な療育支援の拠点機能、県下の療育機関への支援機能を果たすため、施設設備を全面的に更新 	<p>整備の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児医療分野の拠点機能の集積を図りつつ、これらを基盤として、高度専門医療を要する重症心身障がい児を支援 	<p>新施設との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が整備する2施設との連携の下、引き続き重症心身障がい児者の長期入所需要に対応

4-2 希望が丘学園の再整備方針

- 1 再整備後の希望が丘学園（新施設の名称は今後検討）の役割
 - 障がい児のからだと心に対する診療、訓練、指導、相談
 - 在宅での療育に関する相談、情報発信
 - 県下の療育機関に対する技術的支援や人材育成
 - 障がい児、保護者、ボランティア、各種支援団体等の交流の拠点

- 2 主たる利用者像
 - 手足や体幹の機能に障がいがあり治療や訓練を要する障がい児（重度の知的障がいや重複した重症心身障がい児を含む）
 - 発達障がい児

- 3 施設概要
 - (1) 建設場所
 - 岐阜県岐阜市則武（現岐阜市立伊奈波中学校閉校後の跡地の一部）
 - 第一種中高層住居専用地（建ぺい率60、容積率200）準防火地域
 - 想定敷地面積 18,150㎡（特別支援学校及びグラウンドを含む）



(2) 想定延床面積・建物形態

R C 2 階を基本

延べ床面積 約6,500~6,700m²

4 再整備にあたり拡充する機能

整形外科・小児科の診療体制充実、その他診療科の診察室の設置、各種医療機器・検査機器の更新及び充実

病室の面積拡大、モニター・酸素・吸引設備等充実、その他入所児のQOL向上

発達障がい児のための専用診察室、訓練室、遊戯室、個室病室の新設（外来初診待機者の解消を図るとともに、日中・夜間の支援体制を段階的に拡充）

各種研修や集団訓練等のための多目的ホール

ボランティア控室、保護者交流スペース

5 部門別・機能別計画

(1) 診療部門、検査部門、手術部門

診療科

- ・整形外科、小児科、児童精神科（以上、常勤を想定）、歯科、その他の診療科（耳鼻咽喉科、泌尿器科、皮膚科などの領域拡大を検討）

手術、検査関係

- ・手術室及び中央材料室等関係諸室、X線検査機器及び操作室、補装具製作室、薬局等は老朽設備・機器を更新するほか、利用者・スタッフ意見調査の結果を踏まえて安全性や作業効率を向上

その他

- ・肢体不自由児と発達障がい児の待合スペースの分離
- ・座位保持困難な児のための待合室
- ・廊下で服薬や装具の相談指導をしている状態を解消するための相談室

(2) 訓練部門

各種訓練室の新設（日常生活空間を模したADL訓練室、屋内遊具を用いた感覚統合療法室、精神科デイケア用訓練室、集団訓練室兼多目的ホール、小プール形態の水治療室）

(3) 療育部門（入所・短期入所サービス等・通園）

病床数 50床

- ・中長期的な入所需要（障がいの状態像や利用形態）の変化に対応できるよう、病室、デイルーム、保育室等は簡易な改装で用途を転用できるように設計上配慮

病室

- ・個室、2床室、4床室を設定し、ベッドサイドでの酸素供給や吸引用の設備を配置
- ・障がい特性（肢体不自由児、重症心身障がい児、発達障がい児）や利用形態（長期入所、親子入所、短期入所サービス等）に応じた病室その他の生活空間（廊下扉、デイルーム、食堂、浴室、保護者の宿泊のための設備等）の確保
- ・親子入所用病床及び短期入所サービス等のための病床は上記の病室の中で設定

通園

- ・県内の他の通園施設や保育園等に対する技術的支援の基盤として、引き続き現在の利用水準（定員55名、実利用者約40名）に対応した通園サービスを実施することとし、そのために必要な保育室その他スペースを確保

（４）相談・支援部門

発達支援センターのぞみ（ ）

- ・個室相談室の整備、小集団活動のためのスペースの整備（前掲の多目的ホールを活用し、身体障害者更生相談所2階を利用している状態を解消）

児童発達支援センターとの混同を避けるため名称の変更を検討

障がい児全体を対象とした相談支援

- ・改正後の児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして、相談支援や保育所等訪問支援などの地域支援が必須化されることに伴う相談室の増設

（５）地域支援・人材育成・交流機能

多目的ホール（連絡会議、研修会、小集団活動、園内行事の場として活用）、研修生控室、ボランティア控室、保護者交流スペース

（６）管理部門

受付・会計窓口と総務部門を分離、専用カウンターを設け利便性を向上

（７）供給部門

隣接の特別支援学校と熱源、電源、厨房を共有

自然エネルギーの導入や省エネ型設備・機器の活用等、運営コストの縮小に努める

（８）教育機能（特別支援学校との関係）

渡り廊下等や屋根付き回廊など、病院部分と学校部分の移動の利便性に配慮

（９）防災対策

車椅子利用児の安全性に配慮したスロープや待避用滑り台の設置、その他病院として必要な防火・防災対策を講ずる

広域的災害時の避難所としての活用、非常時の電源確保、備蓄用倉庫の設置

（１０）その他

廊下、エレベータは車椅子利用児に配慮し、必要な幅と面積を確保

トイレは障がい児の利用の他、保護者・連絡会議・研修会参加者など成人利用者の増加に対応できるよう、箇所・面積・設備の面で配慮

待合室、遊戯室その他、衛生面やコストの点で支障のない範囲で県産材を活用

送迎車両や救急車両の敷地内への進入、駐車・乗降スペース、入口から施設内への動線の利便性や安全性に配慮（特に、歩行困難な障がい児が多く利用する施設であることに留意）

4-3 岐阜県総合医療センター新病棟の整備方針

1 県総合医療センター新病棟の役割

周産期医療、新生児医療、小児医療の各診療科や、地域医療再生計画に基づく小児救急医療機能の強化など、子どものための医療の拠点機能を基盤とし、他の医療機関や施設では対応困難な重症心身障がい児を支援

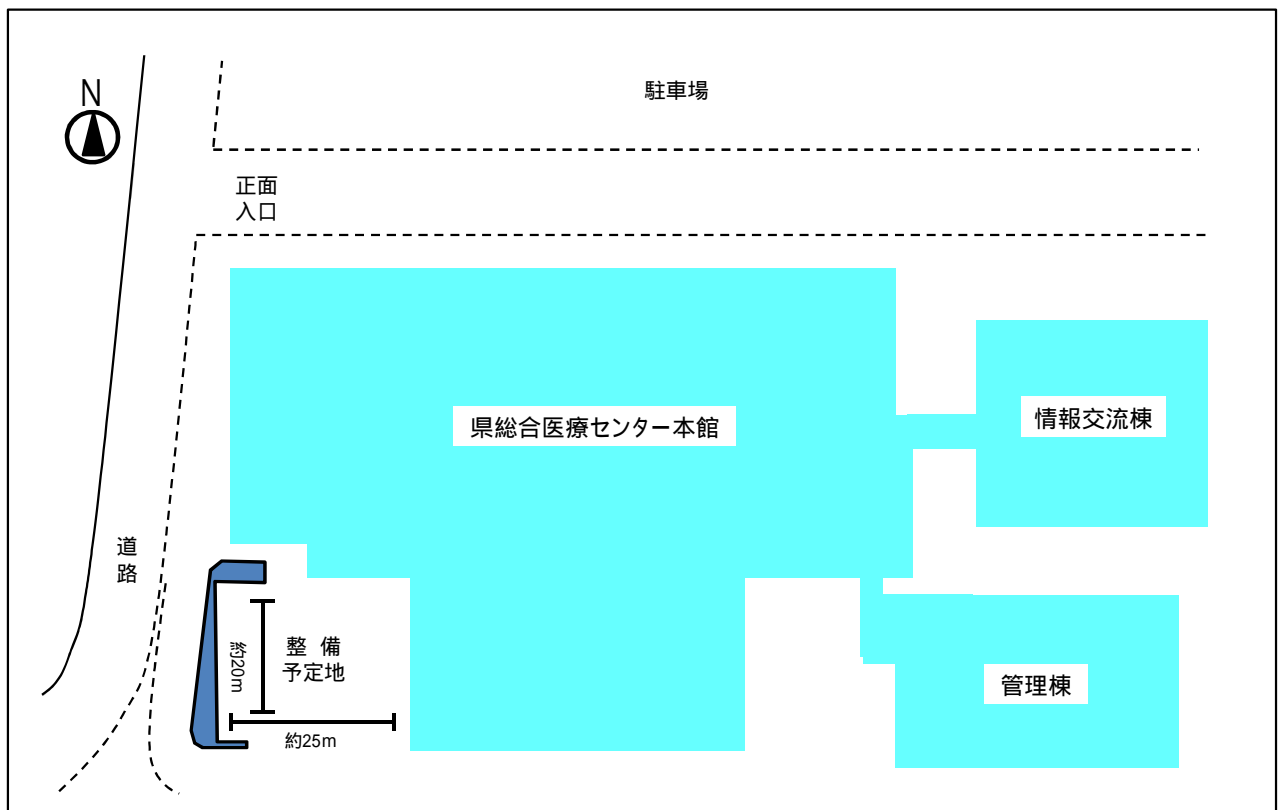
2 主たる利用者像

N I C U長期入院児等乳幼児期の重症心身障がい児
高度専門医療を必要とする重症心身障がい児

3 施設概要

(1) 建設場所

県総合医療センター敷地内（岐阜市野一色）
第一種中高層住居専用地域（建ぺい率60、容積率200）準防火地域
敷地面積約48,800㎡



(2) 想定延床面積・建物形態

県総合医療センター南西角（現在は駐車場として利用中）に、緊急車両の通行、日照をはじめとする各種法的規制、その他県総合医療センター全体での敷地利用に支障を生じない範囲で、最大限の建築面積及び階数の新病棟を整備

うち、3フロア部分を中心に、医療型障害児入所施設としての病室その他諸室を整備
想定延床面積約1,400㎡
センター本館との連絡のため、センター本館側の構造やフロアごとの機能配置に支障
を生じさせないように留意しつつ、新病棟との間の連絡通路（渡り廊下）を設ける

4 新たに整備する機能

(1) 障がい児病棟用フロア

医療的ケアの必要度の高い障がい児のための入所病床（増築する新病棟の一部について児童福祉法に基づく医療型障害児入所施設として指定を受ける）

県総合医療センターの周産期医療・新生児医療から連続した支援、小児分野の各種診療科（小児科、小児循環器内科、新生児内科、小児心臓外科、小児外科、小児救急科、小児脳神経外科）と連携した支援

入所児の生活環境（デイルーム、遊戯室、訓練室など）、教育環境（ベッドサイドへの訪問教育を基本）への配慮

(2) 新病棟全体の整備計画

その他、新病棟の全体像（障がい児病棟以外のフロアの利用）については、障がい児病棟部分との機能の整合性等に配慮しながら、引き続き県と県総合医療センターとの間で調整

5 機能別計画

(1) 診療機能

医療型障害児入所施設として必要な病院機能（診察、検査、手術他）については、県総合医療センター本体の機能を活用

障がい児病棟フロアとの連携に必要な範囲でセンター内部での機能配置の見直し、各種設備・機器の整備等を行う

(2) 入所機能

病床数 30床

- ・主としてNICU退院後の障がい児を想定したハイケアユニットと、学齢児等を中心としたユニットの2単位で構成
- ・各病床の周辺に各種医療機器を配置可能なスペースをそれぞれ確保

(3) 療育・訓練・相談機能

デイルーム、遊戯室、図書室

- ・座位保持可能な障がい児を中心とした日中活動や生活の場として設置

訓練室

- ・障がい児（者）リハビリテーションのための機能訓練室、遮蔽等に配慮した専用の言語聴覚療法室を設置

相談室

- ・病棟内でのカンファレンスの他、各種相談支援機関からの巡回相談指導に用いることも想定した会議室を設置

(4) 教育機能

ベッドサイドでの訪問教育を基本

座位保持可能な児童生徒はデイルームを教室として用いる

(5) 管理部門

医療スタッフ

- ・ 医師、看護師控室を設置

事務・療育スタッフ及び訪問教育教員

- ・ 障がい児病棟フロア管理のための事務室、保育・相談・訓練スタッフ控室、訪問教育教員控室及び教材保管スペースを設置

(6) 供給部門

機械・厨房等は県総合医療センター本体の機能を活用することを基本とし、不足する機能、新病棟と一体的に整備する必要がある機能については新たに整備

4-4 ライフステージを通じた支援を提供するための関係機関の連携

1 三次療育拠点施設を中心とした関係機関の連携

検討委員会の検討結果をハード・ソフト両面から具体化するため、県内拠点施設等の現場担当者・実務者による(仮称)岐阜県療育拠点施設連携会議を、平成23年度内に設置

2 構成機関(想定)

希望が丘学園、県総合医療センター、長良医療センター
その他主要医療機関・施設、県医師会

3 主な協議テーマ(予定)

(1) 重症心身障がい児者支援

県総合医療センター新病棟をはじめ、医療的ケアの必要な重症心身障がい児の療育に携わる人材の育成確保、運営・療育支援の体制
長期入所者の在宅移行支援、身近な地域での入院や短期入所サービス等の確保
医療型障害児施設、短期入所サービス等実施機関の間でのコーディネート体制(下記)の構築

医療型障害児施設等利用者コーディネート機能のイメージ	
各種在宅支援サービス実施機関、利用条件、手続等の情報の集約と提供	
障がい児の状態に応じた医療機関、施設、各種サービス利用に関する相談と紹介	
特別の支援を要する超重症児・準超重症児者の情報の事前登録	
利用者受入調整(相互紹介、入院・入所先の変更、在宅移行後の支援に関する調整)など	

(2) 発達障がい児者支援

発達障がい児の診療・療育その他支援に携わる人材の育成確保
拠点施設及び各圏域における医療体制(外来診療・入院機能)の確保
上記を通じた、24時間体制での支援のプログラムの開発・充実、ノウハウの蓄積、入院治療体制の確立を段階的に進めていくためのロードマップの策定

発達障がい児支援体制の強化に向けたロードマップのイメージ	
(仮称)地域発達障がい医療センターの設置(現行の発達障がい専門外来の見直し)による、地域の医療機関での外来・入院機能の確保	25年度を予定
希望が丘学園の外来診療、相談体制の強化	新施設供用開始時点(27年度を予定)
希望が丘学園での精神科デイケア(医療保険)、児童発達支援(児童福祉法)など日中の支援体制強化	
希望が丘学園での短期入所サービス等の実施、診察・相談・指導・小集団活動等がパッケージとなった滞在型支援のプログラムの検討及び段階的实施	
精神科病棟への入院を要するケースのための後方体制の確保	検討委員会終了後速やかに検討作業に着手
知的障害児施設と第2種自閉症児施設の一元化に伴う、福祉型入所施設での療育体制強化(希望が丘学園や医療機関との連携強化)	
上記取組を通じた専門人材の育成確保、滞在・入院形態での発達障がい児支援のためのプログラム開発、ノウハウの蓄積	

5 新たな拠点施設の整備スケジュール

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
拠点整備	総合療育拠点整備 検討委員会 整備方針とりまとめ プロポーザルコンペ 県総合医療センター新病棟は 同センターにおいて別途設計 業務を委託 (並行して実務者による連携会議を開催)				
		基本設計 実施設計 開発協議	建築確認	契約手続 建築工事	~

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
(参考) 法改正 対応		改正児童福祉法の主要項目の施行 障害児施設区分の一元化(医療型・福祉型障害児 入所施設、医療型・福祉型児童発達支援センター) 通所サービスの再編 通所サービス実施主体の市町村への移行 成人在園期間の見直し			児童発達支援 センターでの 地域支援(相談 や保育所訪問 等)の必須化

1 岐阜県の重症心身障がい児者支援体制の現況

医療型障害児入所施設の状況(近隣県との比較)

	重症心身障害児施設		肢体不自由児施設		第一種自閉症児施設	
愛知	愛知県心身障害者ユニバーシティと学園	180	愛知県第二青い鳥学園	120		
	愛知県青い鳥医療福祉センター	120	愛知県青い鳥医療福祉センター	50		
	国立病院機構豊橋医療センター	40				
	国立病院機構東名古屋病院	42				
	合計	382	合計	170	合計	
三重	国立病院機構鈴鹿病院	120	三重県立草の実リハビリテーションセンター	60	三重県立小児心療センターあすなる学園	56
	国立病院機構三重病院	42				
	済生会明和病院なでしこ	10				
	合計	172	合計	60	合計	56
富山	国立病院機構富山病院	160	富山県立高志学園	72		
	国立病院機構北陸病院	40				
	あゆみの郷	57				
	合計	257	合計	72		
石川	国立病院機構七尾病院	52	金沢子ども医療福祉センター	45		
	国立病院機構医王病院	100				
	国立病院機構石川病院	40				
	石川療育センター	60				
	金沢子ども医療福祉センター	55				
	小松子ども医療福祉センター	50				
	合計	357	合計	45		
福井	国立病院機構あわら病院	80	福井県こども療育センター	50		
	国立病院機構福井病院	120				
	合計	200	合計	50	合計	
岐阜	国立病院機構長良医療センター	132	国立病院機構長良医療センター	10		
			岐阜県立希望が丘学園	88		
	合計	132	合計	98	合計	

各医療機関・施設による公表情報、各都道府県公表資料に基づき作成

施設への入所需要に関する各種データ

区分	待 機 者 の 状 況
平成19年県調査	<ul style="list-style-type: none"> ・回答者 737名 (18歳未満457名) ・重症心身障害児施設入所希望 52名 (18歳未満22名)
平成22年県調査 (詳細後掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象者 807名 ・回答者 580名 (18歳未満305名)
	<ul style="list-style-type: none"> ・施設への入所希望あり 303名 ・うち超重症児者及び準超重症児者 41名 (18歳未満23名)
平成23年4月待機者	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども相談センター把握：重症心身障害児施設待機者 45名 (18歳未満15名)

成人期の重症心身障がい者が利用可能なサービス(主なもの)

区分	サービス	摘 要
制度	療養介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ALS、筋ジス患者・重症心身障がい者で障害程度区分5以上 ・県内は長良医療センター40床(H23.4月時点)のみ
	施設入所支援、旧法入所施設	<ul style="list-style-type: none"> ・県内44施設、合計定員2,407名(H24.1.1時点) ・うち身体障がい者を主たる対象とする施設は9施設
	短期入所	<ul style="list-style-type: none"> ・県内79事業所、うち医療機関系は11事業所
	その他(日中一時支援、居宅介護・重度訪問介護等各種在宅支援サービス)	
予算事業	重症心身障がい児者通園事業(国補)	<ul style="list-style-type: none"> ・各圏域1事業所(24年度以降、予算事業から障害者自立支援法及び児童福祉法に基づく通所・通園サービスに移行)
	重症心身障がい児(者)いきがい創出事業(県単)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域でのうるおいのある生活、介護者のリフレッシュ等に係る事業の実施を県から委託

2 周産期医療の状況

(1) NICUその他産科・新生児病床の状況 (出典：岐阜県周産期医療体制整備計画H23.3ほか)

NICU等の利用状況 (H21年度)	NICU			産科病床		
	病床数	利用率	平均	病床数	利用率	平均
岐阜県総合医療センター	12床	103.2	16日	24床	88.1	10日
長良医療センター	9床	98.1	16日	34床	88.0	13日
岐大医学部附属病院	-	-	-	35床	78.0	8日
岐阜市民病院	8床	77.8	13日	26床	26.3	8日
大垣市民病院	15床	93.8	21日	20床	98.0	10日
県立多治見病院	9床	94.6	15日	24床	114.8	16日
高山赤十字病院	10床	47.5	14日	30床	91.0	12日

診療報酬上のNICUとしての基準を満たさないが、これに準じた高度かつ専門的な新生児医療を提供可能な未熟児センターの病床数を含む。
産科病床のうち、県総合医療センターはMFICU / 母胎胎児集中治療室(6床)除く(MFICUの病床利用率は64.6%)

(2) NICU長期入院児(6か月以上)の推移

医療機関	H21.3月	H21.7月	H21.11月	H22.3月	H22.7月	H22.11月
岐阜県総合医療センター	1名	2名	3名	3名	4名	1名
大垣市民病院	3名	3名	1名	1名	2名	3名
高山赤十字病院						1名
合計	4名	5名	4名	4名	6名	5名

3 在宅の重症心身障がい児者の実態調査の結果について

(1) 調査の概要

調査対象、回答状況

- ・在宅の重症心身障がい児者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2）
- ・上記これと同程度の障がいがあると推察される児者
- ・調査対象者807名、回答者580名（回答率71.9%）

調査内容

- ・本人の障がいの程度、医療的ケアや介護の状況
- ・主たる介護者の状況
- ・福祉サービスの利用状況及び利用希望、医療機関の利用状況
- ・その他（在宅での生活に必要な情報、要望事項）

調査結果の概要 <http://www.pref.gifu.lg.jp/kenko-fukushi/fukushi/shogai/sesaku/tyousa.html>

データの制約について

- ・岐阜内市在住者は身体障害者手帳所持者のデータを岐阜市において所管しており、各種事業所の利用者など把握可能な児者のみ対象。
- ・東濃地域については、調査事業の委託にあたり主要施設の協力を得られなかったため、特別支援学校や福祉サービス実施事業所の協力を得られた範囲内での回答となっている。

(2) 調査結果の概要

：回答者のうち超重症心身障害児者・準超重症心身障害児者

超重症心身障害児者（判定スコア25点以上）	25名（うち18歳未満 18名）
準超重症心身障害児者（判定スコア10点以上）	47名（うち18歳未満 24名）
合計	72名（うち18歳未満 42名）

： に該当する方の医療的ケアの状況（複数回答）	点数	人数
レスピレーター管理	10	12名
気管内挿管、気管切開	8	40名
鼻咽頭エアウェイ	5	6名
O2吸入	5	16名
頻回吸引(1回/時間以上)	8	27名
頻回吸引(6回/日以上)	3	26名
ネフライザー(6回/日以上または継続)	3	10名
I V H(中心静脈栄養法)	10	2名
経口摂取(全介助)	3	8名
経管(経鼻、胃ろう含む)	5	60名
腸ろう・腸管栄養	8	10名
持続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時)	3	1名
過緊張による姿勢修正(3回/日以上)	3	25名
定期導尿(3回/日以上)	5	4名
体位交換(6回/日以上)	3	56名

：短期入所サービスの利用状況	利用中（希望者によっては利用を希望する）事業所	人数
利用あり 20	長良医療センター	6名
	希望が丘学園	5名
	愛知県心身障がい者コロニー	3名
	その他の医療機関	2名
	その他の福祉施設	2名
	未記入	2名
利用希望 55 複数施設名の回答 1件あり	長良医療センター	13名
	希望が丘学園	4名
	愛知県心身障がい者コロニー	4名
	その他の医療機関（うち未実施の医療機関）	3名(2名)
	その他の福祉施設	4名
	どこでもいい・未記入	28名

：医療機関の利用状況		通 院	入 院	出生時に NICU入院
岐阜	岐阜県総合医療センター	17名	13名	10名
	長良医療センター	11名	4名	5名
	岐阜大学医学部附属病院	3名	2名	1名
	岐阜市民病院	2名	1名	1名
	その他病院・診療所	3名		
西濃	大垣市民病院	13名	4名	4名
	国保関ヶ原病院	1名		
	揖斐厚生病院	1名		
中濃	鷺見病院	1名		
	その他病院			2名
東濃	土岐市立総合病院	1名		
	国保坂下病院	1名		
	その他診療所	1名		
飛騨	高山赤十字病院	3名	3名	2名
	県立下呂温泉病院	1名	1名	
	飛騨市民病院	1名		
県外	愛知県心身障がい者コロニー	7名	9名	1名
	南大阪療育園		1名	
	富山大学附属病院			2名
	その他診療所	1名		
不明			1名	
合計		68名	39名	28名

NICU未設置の医療機関名を回答した事例例は、産科病床への入院又は誤記が想定されるが、回答票のまま掲載

- 1 自由記述のうち主なもの(岐阜、西濃)

<p>岐 阜</p>	<p>A 長良病院への入所が長期の待ちということをお願いしている。少しでも待ちを減らしてもらえればうれしい。(6歳男性)</p> <p>B 保健師のかかわりが少ない。医師、ソーシャルワーカー、看護師、保健師のサポートチームが必要。(6歳男性、脳障害による体幹の機能障害)</p> <p>C 希望が丘学園の短期入所・日中一時支援での医療的ケアの拡大。(8歳男性、脳障害による体幹の機能障害)</p> <p>D 救急対応可能な医療機関の拡大。(9歳男性、脳障害による体幹の機能障害)</p> <p>E 近くに往診サービスがあるのか、時間外に対応があるのかが分からない。(9歳女性、レット症候群・精神発達遅滞)</p> <p>F フォロー体制を整え新しく利用できるサービスがある場合はDM等で知らせて欲しい。(11歳女性、染色体異常・先天性心奇形)</p> <p>G すべての医療機関に重症心身障害児者に対する理解を深めて欲しい。(20歳男性、重度四肢麻痺・嚥下不全他)</p> <p>H 主治医のいる医療機関で短期入所したい。(22歳男性、心室細動・蘇生後無酸素脳症)</p> <p>I 介護職による吸引等が早くできるようになるとよい。(26歳男性、髄膜炎)</p>
<p>西 濃</p>	<p>A 近くに専門医と訓練施設がほしい。(7歳男性、精神運動発達遅滞) 西濃に専門医がほしい。(10歳女性、脳性まひ)</p> <p>B 児童対象のリハビリセンターが近くになく遠方の施設は満員である。(13歳女性、てんかん・インフルエンザ脳症)</p> <p>C 専門医に成人後も継続して治療を受けたい。緊急時に預かりの短期入所サービスほしい。(14歳男性、脳性まひ)</p> <p>D 山間部なので送迎をする事業所、往診の医師がない。(20歳男性)</p> <p>E 医療的ケアを必要とする児者が利用可能な短期入所のベッド数、実施機関を多くして欲しい。(21歳男性、脳性まひ)</p> <p>F 西濃に重心の専門となるよう中核施設をつくり、そこで専門のPT ST、OTを行ってほしい。(22歳男性)</p> <p>G ヘルパーでたん吸引のできる人、通所施設での短期入所の充実、医療ケアのある人でも重度訪問看護や移動支援、日中一時がうけられるようにしてほしい。(27歳男性、亜急性硬化性全脳炎)</p>

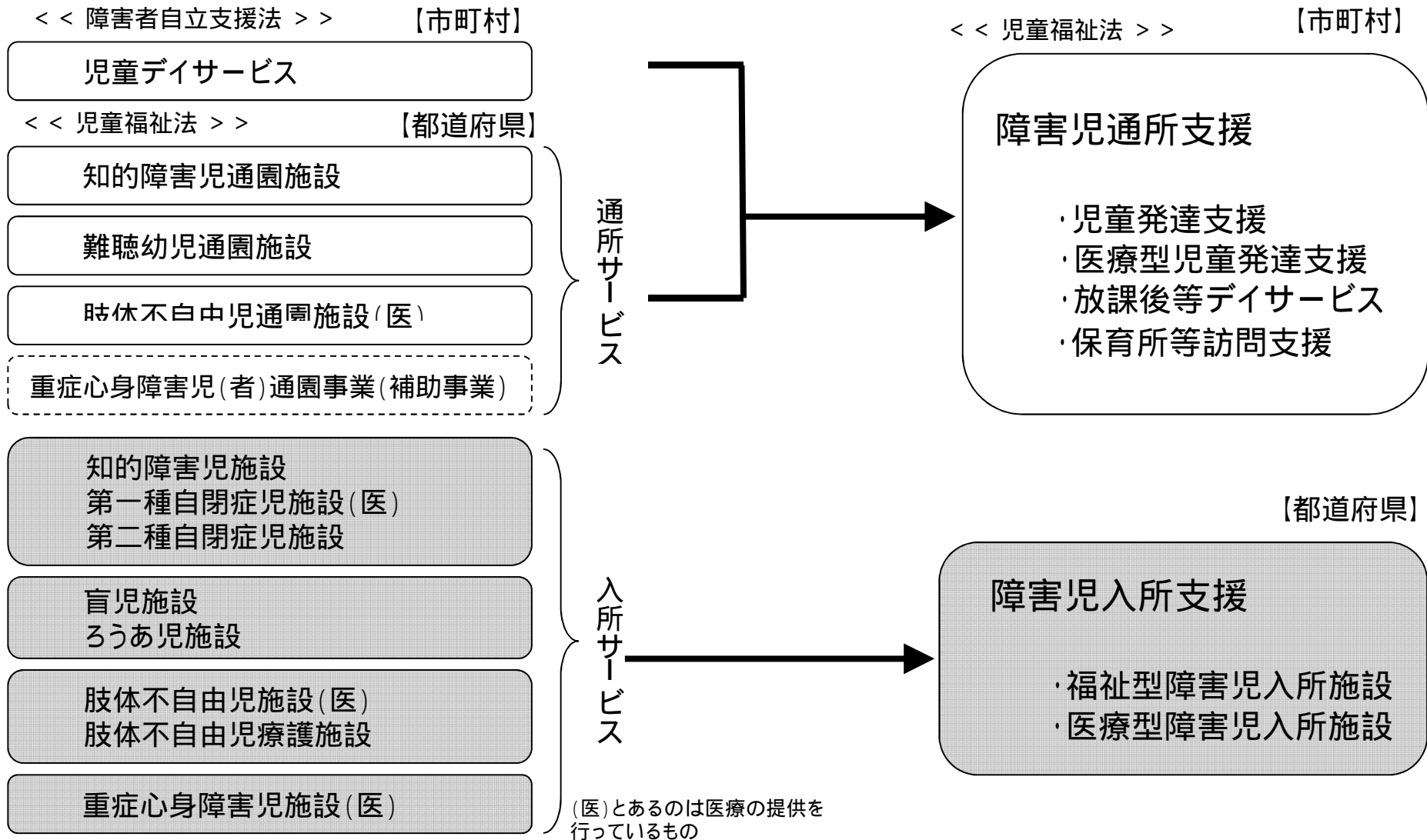
- 2 自由記述のうち主なもの（中濃、東濃、飛騨）

中濃	<p>A 療法士等の在宅での指導が欲しい。(6歳女性、てんかん・口蓋裂)</p> <p>B 医療機関で短期入所が必要。(10歳男性、脳性まひ) 医療行為の必要な人の施設が必要。(30歳男性、脳性まひ)</p> <p>C 数時間毎に導尿が必要であるため、ショートは長良医療しか利用できない。医療的ケアが必要な利用者の選択肢の拡大、身体障害者療護施設での看護体制の強化が必要。(20歳男性、二分脊椎による下肢機能全廃)</p> <p>D 日常の相談や悩み等を含め、助言をくれる医師がいると良い。(23歳女性、両上下肢機能障害・てんかん)</p> <p>E 近隣に通院、入院、短期入所ができる拠点病院が欲しい。(25歳男性、てんかん)</p> <p>F 保健師が在宅訪問し、市町村(保健センター・福祉課)が状況を把握するシステムが必要。(25歳男性、てんかん)</p> <p>G 短期入所事業所の情報がほしい。(32歳男性、脳性まひ)</p>
東濃	<p>A 医療的ケアを必要とする児・者がショートステイを利用しやすいよう、ベッド数を多くするか、協力機関を増やして欲しい。(5歳女性、ダウン症)(11歳女性、脳性まひ・染色体異常・心房中隔欠損・動脈管開存症・精神運動発達遅滞)</p> <p>B 医療ケアが必要なためヘルパーを使いたい利用できる施設がない。(15歳男性)</p> <p>C 近隣にリハビリを行っている機関がない、短期入所の受け入れ先が少ない。(15歳男性)</p> <p>D 在宅で出来る限りの面倒を見ていきたいのですが医療的ケアは支援(在宅訪問)が難しい。(49歳男性、脳性まひ)</p> <p>E 子ども専門の病院がほしい。(7歳女性)</p> <p>F 病院の小児科 予約しておいても待ち時間が長すぎる(8歳男性、ウエスト症候群・脳性まひ)</p> <p>G 岐阜の病院で診察して書類を用意しないと申し込みができない。子どもの体調を考え遠くの病院へは行けない。急なときどうしていいのかわからない。(8歳男性、染色体異常・肺動脈弁狭窄症・低形成腎)</p> <p>H コーディネーターを希望。近くに通院出来る病院が必要。(37歳女性、てんかん他)</p>
飛騨	<p>A 近隣にかかりつけ医がなく高山赤十字病院に通院。リハビリも希望が丘学園を利用。(7歳女性、脳性まひ・ウエスト症候群他)</p> <p>B 地域内での短期入所について情報がほしい。(13歳女性、脳性まひ・発達障がい)</p> <p>C 短期入所の利用について、子どもの状態をよく把握していない施設へ預けることが不安。(25歳男性、リー脳症・脳性麻痺)</p> <p>D 自宅で介護ができなくなったら、看護体制の整った施設へ入所させたい。(54歳女性、脳性まひ)</p> <p>E 施設には歯科医師さんが来てくれているものの、通所者は診てもらえない。(61歳女性、脳性まひ)</p>

障害児施設・事業の一元化 イメージ

参考
厚生労働省資料

障害児支援の強化を図るため、現行の障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。

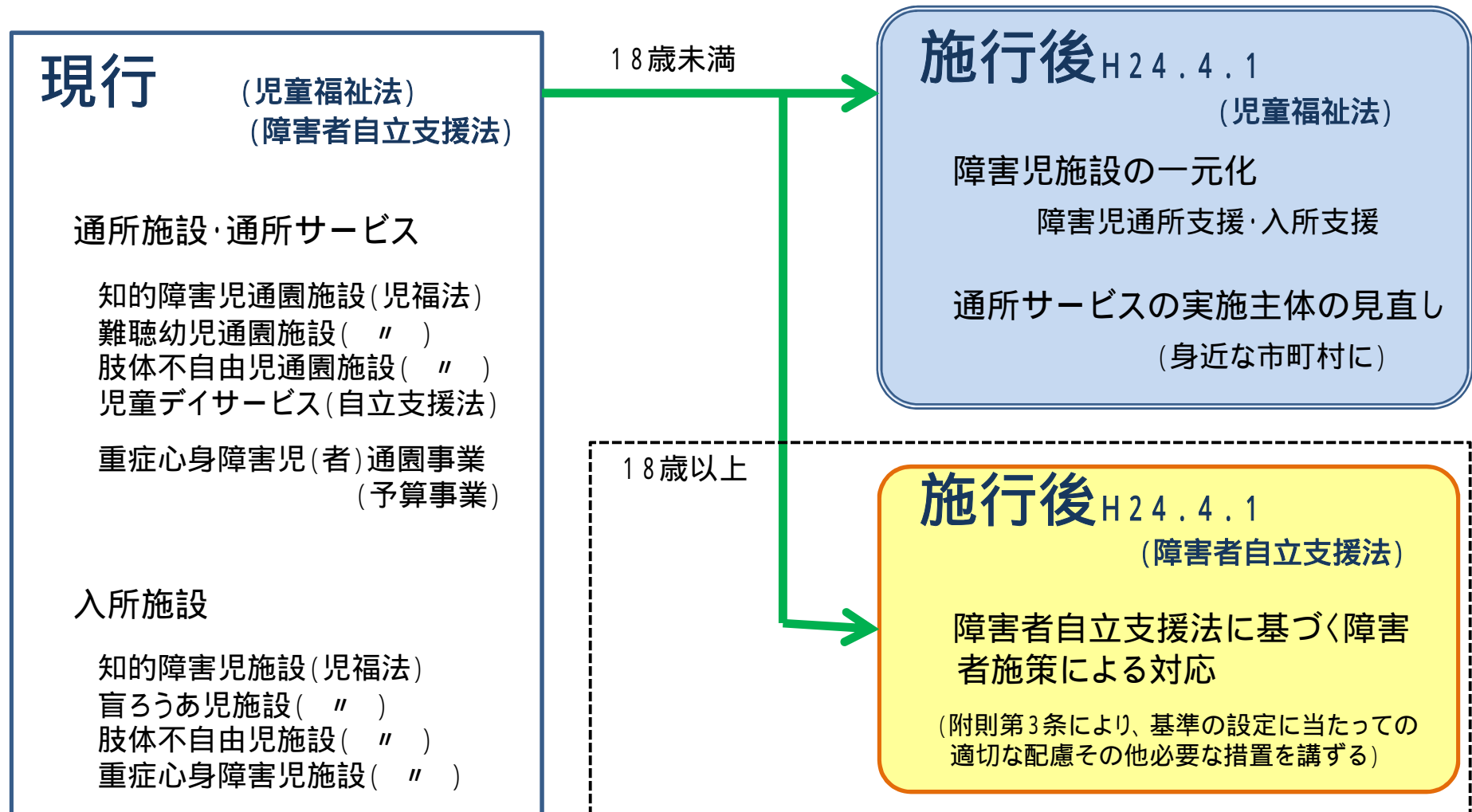


改正法施行に伴う障害児施設・事業体系

参考
厚生労働省資料

障害児を対象とした施設・事業は、現行、施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法(児童デイサービス。なお、重心通園事業は予算事業)に基づき実施されてきたが、改正法施行に伴い児童福祉法に根拠規定が一本化。

また、18歳以上の障害児施設入所者については、施行後は障害者自立支援法の障害者施策により対応。



今後の検討項目(案)・重症心身障がい児者支援関係

【関係機関の連携体制】

各拠点施設(新希望が丘学園、岐阜県総合医療センター新棟、長良医療センター)の役割分担の在り方
 県内各地域における短期入所サービス実施機関の拡大
 総合相談窓口、利用者調整システムの在り方
 その他(救急時の対応、保護者への情報提供、その他の在宅支援策)

等



役割分担の考え方の整理



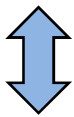
連携の仕組み・手順の検討



【新希望が丘学園及び県総合医療センター障がい児病棟の機能・人員体制】

入所、短期入所、通園(希望が丘学園)等のサービスの範囲
 各施設で対応する重症心身障がい児の状態像の考え方
 日中の療育メニュー(医療的ケア、訓練、相談、日中活動)の内容及び人員体制の考え方
 医療型児童発達支援センター(希望が丘学園)としての相談機能・他の施設への支援

等



拠点施設の人員体制確保



拠点施設での人材育成



県全体の療育人材の育成・確保対策

【療育人材の育成・確保対策】

県全体の療育人材の育成・確保方策
 ・県下の療育機関における医療・看護その他スタッフの育成・確保対策
 ・その他施設・在宅サービス等に従事する看護・介護スタッフの専門性向上
 新たな拠点施設の療育人材の確保方策
 ・新希望が丘学園(各種診療科・各種業務に係る医師、入所児の重度化に対応した看護スタッフ)
 ・県総合医療センター(障がい児病棟の医療・看護・訓練・その他療育スタッフ)

等

【その他】

現行制度上の課題の整理(国による制度改正、報酬体系等の見直し等を必要とする事項)
 各種支援団体・NPO等との連携

等

【平成24年度の主な取組(予定)】

- ・重症心身障がい児者等を対象とした短期入所サービス等の基盤整備
- ・短期入所サービス実施機関のネットワーク化、相談窓口設置、空床情報提供に係るモデル的取組
- ・地域において重症心身障がい児者等の支援に従事する看護・介護スタッフを対象とした研修
- ・障がい児の看護を志す人材の育成(講演、施設見学、実習施設あっせん、就業相談)

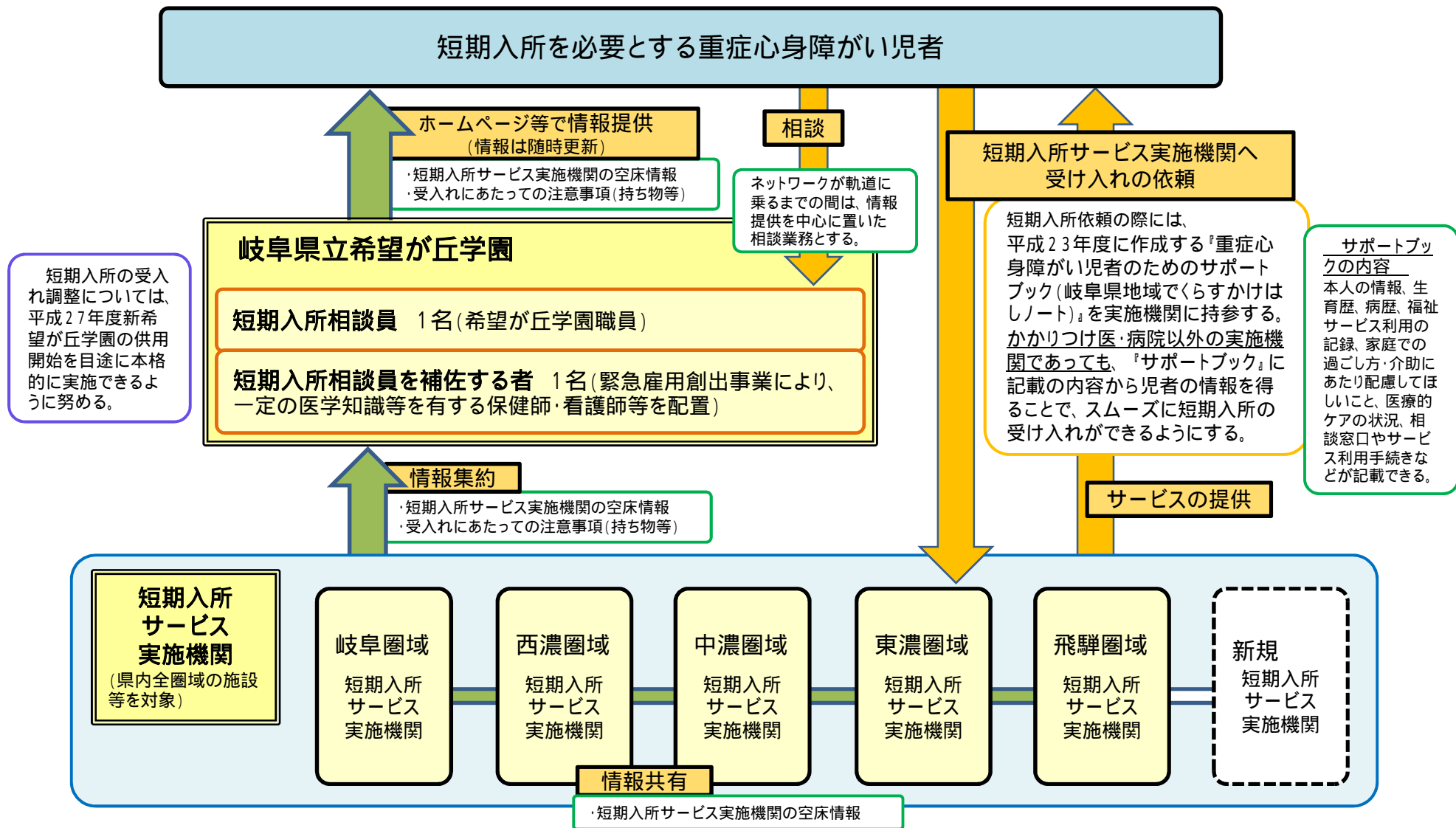
当面の開催スケジュールと検討項目(予定)

開催予定		主な検討項目
H23 年度	第1回	療育拠点整備に係る経緯について 重症心身障がい児者の支援体制の現況について 今後の検討項目について 平成24年度の取組の進め方について
H24 年度	第1回	再整備後の希望が丘学園及び県総合医療センター新病棟の機能、人員体制等について 短期入所サービスの確保対策その他の在宅支援策について
	第2回	新たな拠点施設における療育体制について 拠点施設間の役割分担の考え方について 療育人材育成確保方策について
	第3回	
H25 年度	年3回 予定	
H26 年度	年3回 予定	
H27 年度		新希望が丘学園、県総合医療センター新棟供用開始

平成24年度の主な取組の概要 (現時点の検討内容)

健康福祉部 障害福祉課

重症心身障がい児者等短期入所受け入れネットワーク事業(案)



重症心身障がい児者等短期入所基盤整備事業(案)

医療的ケアの必要な重症心身障がい児者等へのレスパイトケアサービスを拡充するため、短期入所、日中一時支援(預かり)を新たに実施し、又は受け入れの増を図る施設・医療機関に対し、人工呼吸器・介護ベッドその他の医療機器等の購入及び設備改修の経費を助成

【事業の目的】

できるだけ身近な地域でサービスを利用できるよう、短期入所や日中一時支援の場を量的に拡大

【補助事業のスキーム】

補助対象経費

重症心身障がい児者等を受け入れている障害者自立支援法に基づく指定短期入所事業所及び日中一時支援を実施する機関において、短期入所及び日中一時支援の受け入れを行うために必要な既存建物の改修、増築、備品購入のための経費

補助率

県:1/2、事業所負担:1/2

補助上限額

5,000千円/施設

事業実施期間

平成24～25年度の2カ年

<現状>

- ・重症心身障がい児者の短期入所受入可能事業所
39箇所 173床(空床利用16施設)
- ・重症心身障がい児者の日中一時支援受入可能事業所
福祉施設・医療機関以外の学校の空き教室や公民館等でも受け入れは可能であり、現状不明

<課題と対応>

- ・重症心身障がい児者等が在宅生活を続けていく上で、本人及びその家族への支援について、医療的ケアの必要な児者に係る短期入所サービス及び日中一時支援を行う事業所が不足。
- ・短期入所のニーズは高いものの、短期入所の報酬単価(額)が低いため、人員の確保(看護師)、設備の拡充が困難。運営収入が十分に見込めない中で、施設の改修や設備の整備等イニシャルコスト分を助成することで福祉施設・医療機関を支援。

<補助の要件>

- ・平成24年度に立ち上げる『重症心身障がい児者等短期入所受け入れネットワーク』に参加すること。

【想定される事業内容】

『福祉施設』…医療的ケアを行うための改修、増築、備品(医療機器)購入

『医療機関』…主に備品(医療機器)購入

想定箇所数

平成24年度 5箇所、平成25年度 10箇所

想定される事業費

<改修・増築>

入浴設備(エレベーターバス)設置工事、男女別の利用にするための改修工事、床・壁に衝撃吸収素材を附設・設置工事、短期入所等の受け入れのための部屋等の増築工事

<備品>

吸引器(大型・ポータブル)、吸入器、パルスオキシメーター、介護用ベッド